

柏崎市看護師養成所入学祝い金交付要綱

令和4年4月1日 制定

令和5年3月31日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の看護師養成所に入学する学生を支援することにより、市内の病院等に勤務する看護師確保の促進を図ることを目的に、予算の範囲内において、入学祝い金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師養成所 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省令厚生省令第1号）第1条に規定される学校をいう。
- (2) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条から第6条までに規定される者で、かつ、同法第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する業務を行う者をいう。

(交付対象者の資格)

第3条 入学祝い金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに市内の看護師養成所に入学する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 入学祝い金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等1人を立てられる者

(交付申請)

第4条 入学祝い金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内の看護師養成所に入学した日から60日以内に柏崎市看護師養成所入学祝い金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(入学祝い金交付又は不交付の決定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書

類の審査を行い、速やかに入学祝い金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあっては柏崎市看護師養成所入学祝い金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市看護師養成所入学祝い金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（入学祝い金の交付額）

第6条 入学祝い金の交付基準及び交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条の規定に該当する者で、市内の看護師養成所に入学した年の1月1日以前に市内に住所を有する者 20万円

(2) 第3条の規定に該当する者で、前号の規定以外の者 10万円
（申請事項の変更報告、休学報告）

第7条 交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は1月以上の療養休学等の長期休学を取得した場合は、速やかに柏崎市看護師養成所入学祝い金申請内容変更報告書（別記第4号様式）に変更内容又は休学期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（入学祝い金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した入学祝い金の一部又は全部の返還を、交付対象者又は連帯保証人に柏崎市看護師養成所入学祝い金返還命令書（別記第5号様式）により命ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 看護師養成所を退学したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

（入学祝い金の返還免除）

第9条 前条第2号の規定にかかわらず、市長は、交付対象者が次の各号のいずれかの事由により看護師養成所を退学した場合は、前条の規定による入学祝い金の返還の全部又は一部を免除するものとする。

(1) 死亡又は心身の故障その他の事由により、退学したとき。

(2) 入学する市内の看護師養成所の廃止又は休止その他交付対象者の責めに帰することができない事由により、退学したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、入学祝い金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。